

公立大学法人岩手県立大学職員給与規程

制定	平成17年4月1日	規程第11号
改正	平成17年12月1日	規程第96号
	平成18年3月28日	規程第11号
	平成19年3月30日	規程第19号
	平成20年3月27日	規程第7号
	平成20年3月31日	規程第14号
	平成20年12月26日	規程第20号
	平成21年3月31日	規程第12号
	平成21年5月29日	規程第14号
	平成21年12月1日	規程第17号
	平成22年3月26日	規程第5号
	平成22年6月15日	規程第14号
	平成22年11月30日	規程第22号
	平成23年2月3日	規程第5号
	平成23年3月18日	規程第7号
	平成23年11月30日	規程第16号
	平成24年3月30日	規程第10号
	平成24年11月30日	規程第22号
	平成25年3月29日	規程第3号
	平成25年7月31日	規程第20号
	平成25年8月30日	規程第22号
	平成25年12月5日	規程第23号
	平成26年3月31日	規程第13号
	平成26年12月26日	規程第22号
	平成27年3月31日	規程第2号
	平成27年3月31日	規程第3号
	平成28年3月30日	規程第4号
	平成28年12月26日	規程第51号
	平成29年3月22日	規程第11号
	平成29年12月25日	規程第24号
	平成30年3月14日	規程第2号
	平成30年3月23日	規程第6号
	平成30年12月26日	規程第23号

令和元年12月13日 規程第4号

令和元年12月26日 規程第6号

令和3年11月26日 規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人岩手県立大学職員就業規則（平成17年規則第2号。以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人岩手県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関連)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他法令の定めるところによる。

(給与)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号に定めるところによる。

- (1) 基本給は、給料及び給料の調整額とする。
- (2) 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、入試業務手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び寒冷地手当とする。

(給料)

第4条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、この規程の定めるところにより支給する。ただし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）の規定に基づき岩手県から公立大学法人岩手県立大学に派遣された職員（以下「県派遣職員」という。）については岩手県の例による。

(給料表等)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表（別表第1）
- (2) 教育職給料表（別表第2）
- (3) 医療職給料表（別表第3）
- (4) 技能職等給料表（別表第4）
- (5) 指定職給料表（別表第5）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、別に定めのあるもののほか、常勤を要しない職員及び任期の定めのある職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

第6条 指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同表左欄の職に応じ、同表右欄に定める額とする。

（初任給、昇格、昇給等）

第7条 理事長は、第5条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、別に定める基準に従い決定する。

3 新たに採用する者（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の号給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度等を考慮して、別に定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職給料表の適用を受ける職員が他の給料表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定める基準に従い決定する。

5 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員（昇給日に55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあつては60歳、技能職等給料表の適用を受ける職員にあつては57歳）に達している職員を除く。）を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、勤務成績に応じて2号給から8号給までの範囲内で決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を3号給とすることを標準として、勤務成績に応じて2号給から8号給までの範囲内で決定するものとする。

（1）行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

（2）教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの

（3）医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

7 第5項の規定により、昇給日に55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあつては60歳、技能職等給料表の適用を受ける職員にあつては57歳）に達している職員を昇給させる場合の昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定する。

- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 就業規則第22条の2第1項の規定に基づき採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給与月額、その者に適用される給与表の再任用職員の項に掲げる給与月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 11 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第7条の2 公立大学法人岩手県立大学職員育児休業規程（平成17年規程第73号。以下「育児休業規程」という。）第16条に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業規程第23条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、公立大学法人岩手県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成17年規程第12号。以下「勤務時間等規程」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第8条 削除 平成18年規程第11号
（昇格）

第9条 別に定める昇格基準を充たし、かつ、勤務成績が特に良好な職員については、その者の職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に昇格させることができる。

- 2 前項の場合における職員の昇格後の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱いについては、別に定める。

（降格）

第10条 就業規則第23条第1項の規定により職員を降任したときは、その者の属する職務の級を下位の級に降格させることができる。

- 2 職員を降格させた場合における、その者の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱いについては、別に定める。

（初任給基準又は給料表の適用を異にする異動）

第11条 職員を給料表の適用を異にすることなく、初任給基準に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合、又は職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

- 2 前項の異動をした職員の当該異動後の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱いについては、別に定める。

（給料の支給日等）

第12条 給料は、毎月その月額の全額を支給する。

2 給料の支給日は毎月15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）の場合は、その翌日以後の日であつて、15日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日とする。

（日割計算）

第13条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇されたときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。

3 前2項の規定により、給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（給与の支給方法）

第14条 職員の給料は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定（労基法第24条ただし書に規定する協定をいう。）に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、その方法によつて支払うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給料の調整額）

第15条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないときは、その特殊性に基づき、給料月額につき別に適正な調整額を定める。

2 前項の規定による給料月額の調整額は、調整前の給料月額の100分の25以内とする。

（管理職手当）

第16条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち別に指定するものについて、その特殊性に基づき支給する。

2 前項の規定による管理職手当は、調整前の給料月額の100分の25以内とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（初任給調整手当）

第17条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で別に定めるものに新たに採用された職員には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から別に定める期間を経過した日以降1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「行政職9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第19条 新たに職員となった者に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職9級以上職員等以外の職員から行政職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職9級以上職員等が行政職9級以上職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員が行政職8級職員及び行政職9級以上職員等以外の職員となった場合

- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級以上職員等以外のものが行政職9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員及び行政職9級以上職員等以外のものが行政職8級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）
 - (2) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員（次号において「単身赴任手当支給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃（別に定める職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金その他別に定める運賃（以下「特別運賃」という。）を負担することを常例とするものにあつては、当該特別運賃を

含む。)又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円)を55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円)を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)。ただし、通勤に利用する交通機関の状況からみて特別の事情があると認められる職員として別に定める職員(第3号において「特例職員」という。)にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円以下の場合にあっては当該1箇月当たりの運賃等相当額の算出の基礎となった運賃等相当額とし、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円を超える場合にあっては当該1箇月当たりの運賃等相当額と60,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円)を60,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1(その

差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円)を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離(育児短時間勤務職員等にあつては、通勤距離及び通勤回数)を考慮して49,300円の範囲内で別に定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(以下この号において「合計額」という。))が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円)を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、特例職員にあつては、合計額が60,000円以下の場合にあつては前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額とし、合計額が60,000円を超える場合にあつては、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、5,000円)を15,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で別に定めるもののうち、通勤のため、高速自動車国道を利用し、その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもので、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高速自動車国道に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの料金の2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあつては、当該定める期間)に係る最初の月の別に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、退職又は解雇その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第22条 大学を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する大学の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は大学の移転の直前の住居から当該異動又は大学の移転の直後に在勤する大学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する大学に通勤することが、通勤距離等を考慮して当該基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 岩手県の職員であった者その他別に定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する大学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第23条 特殊勤務手当は、カウンセラー手当、産業医手当及び学校医手当とする。

2 カウンセラー手当は、学長が委嘱する相談員が学生からの相談に応じ、助言又は指導の業務に従事したときに支給する。

3 前項の手当の額は、月額2,500円とする。

4 産業医手当は、公立大学法人岩手県立大学職員安全衛生管理規程（平成17年規程第66号）第16条の規定により産業医に選任された者に対し支給する。

5 前項の手当の額は、月額30,000円とする。

6 学校医手当は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定により学校医に任命された者に対し支給する。

7 前項の手当の額は、月額23,000円とする。

（入試業務手当）

第23条の2 入試業務手当は、別に定める入試業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務の区分に応じて別に定める額とする。

3 前2項に規定するもののほか、入試業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第24条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間等規程第5条第1号に規定する祝日法による休日（勤務時間等規程第6条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第5条第2号に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第6条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び次の各号に定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間で除して得た額とする。

（1） 初任給調整手当

（2） カウンセラー手当

（3） 寒冷地手当

3 前項に規定する1週間当たりの勤務時間は、38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては、勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間）とする。

4 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤、育児休業、育児休業に係る部分休業、介護休業及び介護休業に係る部分休業について、それぞれの時間数を合算した全時間数とする。

（超過勤務手当）

第25条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した

職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の100」と、同項第2号中「100分の135」とあるのは「100分の100」とする。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等規程第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間等規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第4条の規定に基づき、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 7 育児短時間勤務職員等が、勤務時間等規程第4条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間(理事長が別に定める時間を除く。)と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

(休日給)

第26条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第26条の2 第16条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内で別に定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内で別に定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出)

第27条 第25条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び次の各号に定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間(育児短時間勤務職員等にあつては、勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間)に52を乗じて得た時間から7時間45分に当該年度における祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数を乗じて得た時間を減じた時間を除して得た額とする。

(1) 初任給調整手当

(2) カウンセラー手当

(3) 寒冷地手当

2 前項に規定する1週間当たりの勤務時間は、第24条第3項の規定によるものとする。

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、6月30日又は12月10日(以下この条において「支給日」

という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(第36条第6項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、別に定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の102.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき基本給(育児短時間勤務職員等にあっては、基本給を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給(育児短時間勤務職員等にあっては、基本給を算出率で除して得た額)に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額)に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第39条の規定により懲戒解雇された職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第23条第2項

の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた職員

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止められた職員（当該差し止めを取り消された場合を除く。）で、その在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた職員

第30条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、大学に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止を受けた者が当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げるものではない。

（勤勉手当）

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績

（別に定める教員業績評価の方法に基づき勤務成績を決定する職員に対して、12月10日に勤勉手当を支給する場合においては、基準日以前6箇月以内の期間及び基準日の属する年度の前の年度におけるその者の勤務成績）に応じて、6月30日又は12月10日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の支給総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額を超えないものとする。

(1) 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給（育児短時間勤務職員等）にあっては、基本給を算出率で除して得た額）の額とする。

4 第28条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第31条第3項」と読み替えるものとする。

5 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

6 第29条及び第30条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

7 前6項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（期末特別手当）

第32条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける職員に対して、6月30日又は12月10日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員で指定職給料表の適用を受けていたもの（第36条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合

には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が別に定める基準に従って定める額を減じて得た額)とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の理事長が別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において就業規則第39条に規定する懲戒を受けた場合を除き、次項に規定する給料月額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えないものとする。

4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額(別に定める職員以外の職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。

5 第29条及び第30条の規定は、期末特別手当の支給について準用する。

6 前5項に規定するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(寒冷地手当)

第33条 寒冷地手当は、職員であって、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において、別表第6の左欄に掲げる支給地域(以下「支給地域」という。)に現に居住するもの(支給地域に現に居住しない職員で第22条の規定により単身赴任手当を支給されるもの(これに準ずる職員として別に定める職員を含む。)のうち、理事長が必要と認める職員を含む。)に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における別表第7に掲げる支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、同表に定める額の範囲内で理事長が定める額とする。

3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給について必要な事項は、別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第34条 第15条から第20条まで、第23条、第23条の2、第25条、第26条、第28条及び第31条の規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。

2 第25条及び第26条の規定は、第16条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

3 第18条、第20条(第1項第2号及び第4号に限る。)及び第33条の規定は、再任用職員には適用しない。

(諸手当の支給方法等)

第35条 諸手当の支給方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第36条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により就業規則第15条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職を命ぜられたときには、その休職期間が満1年（結核性疾病にあつては満2年）に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

3 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる刑事事件に該当して休職にされたときには、その休職期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第3号から第6号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときには、その休職期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第15条第1項第1号から第6号の規定により休職されたときには、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第4項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第28条第1項及び第32条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項の規定による支給日に、それぞれ第2項又は第4項の規定の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第29条及び第30条の規定を準用する。

（育児休業をしている職員の給与）

第37条 公立大学法人岩手県立大学職員育児休業規程（平成17年規程第73号。以下「育児休業規程」という。）第2条の規定の定めるところにより育児休業をしている職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち次に掲げるものに該当する職員については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を支給する。

ア 基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

イ 基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

(2) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

第37条の2～第38条 削除 平成22年 規程第5号

(補則)

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

改正	平成18年3月28日	規程第11号	平成19年3月30日	規程第19号
	平成20年3月27日	規程第7号	平成21年3月31日	規程第12号
	平成21年5月29日	規程第14号	平成23年3月18日	規程第7号
	平成24年3月30日	規程第10号	平成25年3月29日	規程第3号
	平成25年12月5日	規程第23号	平成26年3月31日	規程第13号
	平成27年3月31日	規程第2号	平成28年3月30日	規程第4号
	平成29年3月30日	規程第11号	平成30年3月14日	規程第2号
	平成30年3月23日	規程第6号	令和元年12月26日	規程第34号

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(承継職員)

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条の規定により本学の職員となった者の本学の成立の日の前日に受けていた給料及び諸手当については、特に支給要件等に変更がない限り、この規程の施行の日において引き継ぐものとする。

3 削除（平成18年規程第11号）

(内部講師手当)

4 平成17年度に限り、教員（就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。）がその所属する大学以外で、法人が設置する大学において授業に従事したときは、講師手当を支給する。

5 前項の手当の額は、当該授業に従事した90分当たり4,000円とする。

6 学長及び副学長（事務局長を兼ねるものを除く。以下この項において同じ。）の平成17年4月から平成18年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項規定にかかわらず、学長にあつては月額1,002,188円、副学長にあつては月額734,063円とする。

(平成18年度における学長及び副学長の給料の特例)

7 学長及び副学長（平成17年4月1日から引き続き当該職にある者に限る。以下この項において同じ。）の平成18年4月から平成19年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項の規定にかかわらず、学長にあつては月額998,438円、副学長にあつては月額731,250

円とする。

(平成19年度における学長の給料の特例)

- 8 学長の平成19年4月から平成20年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項の規定にかかわらず、月額998,438円とする。

(平成17年度における管理職手当の特例減額)

- 9 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成17年4月から平成18年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、総務財務室長、教育・学生支援室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成18年度における管理職手当の特例減額)

- 10 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成18年4月から平成19年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、総務財務室長、教育・学生支援室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成19年度における管理職手当の特例減額)

- 11 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成19年4月から平成20年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、総務財務室長、教育・学生支援室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成20年度から平成22年度における給料月額の特例減額)

12 平成20年4月から平成23年3月までの間における職員の給料月額（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（平成18年規程第11号。以下この項において「平成18年改正給与規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、第15条に規定する給料の調整額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額については第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号。以下この項において「退職手当規程」という。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第5条（平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、退職手当規程附則第4項ただし書の規定が適用されるもの）にあっては、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項まで）の規定に基づき定められる額とする。

給料表	職員	割合
行政職給料表	(1) その職務の級が8級又は9級である職員	100分の6
	(2) その職務の級が6級又は7級である職員 (第5条第3項に規定する職員の職務の級の分類において6級にのみ分類される職務の職にある職員を除く。)	100分の4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の2
教育職給料表	(1) その職務の級が6級である職員	100分の6
	(2) その職務の級が5級である職員	100分の4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の2
医療職給料表		100分の2
技能職給料表		100分の2
指定職給料表	学長	100分の10

(平成20年度から平成22年度における管理職手当の特例減額)

13 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て

た額)を減じた額とする。

(1) 副学長又は参事 100分の15

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、事務局長、室長又は宮古事務局長 100分の5

- 14 平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する第28条第2項及び第3項、第31条第2項並びに第32条第2項の規定の適用については、第28条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」」と、第31条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、第31条第2項中「100分の60」とあるのは「100分の45」と、第32条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

(平成23年度における学長の給料月額の特例減額)

- 15 平成23年4月から平成24年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から100分の8を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与(給料を除く。)の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程(平成17年規程第15号。)の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

(平成23年度における管理職手当の特例減額)

- 16 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成23年4月から平成24年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 副学長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、事務局長、室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成24年度における学長の給料月額の特例減額)

- 17 平成24年4月から平成25年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の8を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与(給料を除く。)の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当

規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

（平成24年度における管理職手当の特例減額）

18 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成24年4月から平成25年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（1） 副学長又は参事 100分の25

（2） 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、事務局長、室長又は宮古事務局長 100分の15

（平成25年度における学長の給料月額の特例減額）

19 平成25年4月から平成25年8月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

（平成25年度における管理職手当の特例減額）

20 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成25年4月から平成25年8月（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）の規定に基づき岩手県から公立大学法人岩手県立大学に派遣された職員（以下「県派遣職員」という。）にあっては、平成25年7月）までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び同条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（1） 副学長又は参事 100分の25

（2） 学部長、高等教育推進センター長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、事務局長、室長又は宮古事務局長 100分の15

21 平成25年8月から平成26年3月までの間における県派遣職員の給料月額（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第11号。以下この項において「平成18年改正給与規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による

給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額は、第5条、第7条、第7条の2及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、第15条に規定する給料の調整額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額については第5条、第7条、第7条の2及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号。以下この項において「退職手当規程」という。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第5条（平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、退職手当規程附則第4項ただし書の規定が適用されるもの）にあっては、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とする。

給料表	職員	割合
行政職給料表	(1) その職務の級が6級以上である職員（第5条第3項に規定する職員の職務の級の分類において6級にのみ分類される職務の職にある職員を除く。）	100分の10.575
	(2) その職務の級が3級から6級までである職員のうち(1)に掲げる職員以外の職員	100分の8.325
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の4.95
医療職給料表	(1) その職務の級が4級又は5級である職員	100分の8.325
	(2) (1)に掲げる職員以外の職員	100分の4.95

(平成25年度における県派遣職員の管理職手当の特例減額)

22 第16条の規定により管理職手当が支給される県派遣職員のうち、次に該当するものの平成25年8月から平成26年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び同条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に次に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

室長又は宮古事務局長 100分の9.375

23 平成25年9月から平成26年3月までの間における職員（県派遣職員を除く。この項及び次項において同じ。）の給料月額（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第11号。以下この項において「平成18年改正給与規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第5条、第7条、第7条の2及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、第15条に規定する給料の調整額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額については第5条、第7条、第7条の2及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号。以下この項において「退職手当規程」という。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第5条（平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、退職手当規程附則第4項ただし書の規定が適用されるもの）にあっては、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とする。

給料表	職員	割合
教育職給料表	(1) その職務の級が5級以上である職員	100分の4.85
	(2) その職務の級が3級又は4級である職員	100分の3.82
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の2.27
指定職給料表	学長	100分の10

（平成25年度における教員の管理職手当の特例減額）

24 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成25年9月から平成26年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び同条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長 100分の19.84

(2) 学部長、高等教育推進センター長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長 100分の12.42

（平成26年度における学長の給料月額の特例減額）

25 平成26年4月から平成27年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

（平成26年度における管理職手当の特例減額）

26 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員の平成26年4月から平成27年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（1） 副学長、事務局次長又は参事 100分の25

（2） 学部長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、室長又は宮古事務局長 100分の15

27 削除

28 削除

29 削除

（平成27年度における学長の給料月額の特例減額）

30 平成27年4月から平成28年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

（平成27年度における管理職手当の特例減額）

31 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員の平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（1） 副学長、事務局次長又は参事 100分の15

（2） 学部長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、室長又は宮古事

務局長 100分の10

(平成27年4月1日における号給の調整)

- 32 平成27年4月1日において39歳未満である職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年4月1日、平成20年4月1日及び平成21年4月1日の第6条第5項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成27年4月1日における号給は、別に定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の3号給、2号給又は1号給上位の号給とする。
- 33 平成27年4月1日において39歳以上41歳未満である職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の同日における号給は、別に定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給又は1号給上位の号給とする。
- 34 平成27年4月1日において41歳以上46歳未満である職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 35 育児短時間勤務職員等に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、第7条の2の規定の例による」とする。

(平成28年度における学長の給料月額の特例減額)

- 35 平成28年4月から平成29年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

(平成28年度における管理職手当の特例減額)

- 36 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員の平成28年4月から平成29年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局次長又は参事 100分の10

(2) 学部長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、室長 又は宮古事

務局長 100分の5

(平成29年度における学長の給料月額の特例減額)

37 平成29年4月から平成30年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

(平成29年度における管理職手当の特例減額)

38 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員の平成29年4月から平成30年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局次長又は参事 100分の5

(2) 学部長、高等教育推進センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学学部長、室長又は宮古事務局長 100分の3

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

39 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この規程（第18条及び第19条の項の改正部分に限る。）による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下この項及び次項において「改正後の規程」という。）第18条第1項ただし書及び第19条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の条例第18条第3項及び第19条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条 第3項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円	前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、
-------------	---	--

		そのうち1人については9,000円)
第19条 第1項	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）
	<p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</p>	<p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</p>
第19条 第2項	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なった日、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職	なった日

	員等以外の職員となった日	
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職 9 級以上職員等以外の職員から行政職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等となった日	死亡した日
第19条 第 3 項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及

		び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第19条 第3項 第2号	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

40 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の規程第18条第1項ただし書及び第19条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の規程第18条第3項及び第19条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条 第3項	扶養親族たる配偶者、父母等 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族 、同項第2号
第19条 第1項	扶養親族(行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。) がある場合、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第19条 第1項 第1号	場合(行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	場合
第19条 第1項 第2号	場合及び行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合	場合
第19条 第2項	扶養親族(行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	扶養親族
	なった日、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった職	なった日

	員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等以外の職員となった日	
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職 9 級以上職員等以外の職員から行政職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等となった日	死亡した日
第 19 条 第 3 項	次の各号のいずれか 第 1 号又は第 3 号	第 1 号、第 2 号又は第 7 号 第 1 号
第 19 条 第 3 項 第 2 号	扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

（平成30年度における学長の給料月額の特例減額）

- 41 平成30年4月から平成31年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

（平成30年度における管理職手当の特例減額）

- 42 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員の平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（1） 副学長、事務局次長又は参事 100分の5

(2) 学部長、高等教育推進センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学
部長、室長又は宮古事務局長 100分の3

附 則(平成17年12月 1 日 規程第96号)

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月 1 日から施行する。

(指定職給料表適用者の給料の特例)

2 学長及び副学長（事務局長を兼ねるものを除く。以下この項において同じ。）の平成17年12月から平成18年 3 月までの間に支給されるべき給料は第 5 条第 1 項の規定及び平成17年 4 月 1 日制定附則第6項の規定にかかわらず、学長にあつては月額998, 438円、副学長にあつては月額731, 250円とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

5 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程及びこれに基づく細則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第28条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（別に定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

(1) 平成17年 4 月 1 日（同月 2 日から同年12月 1 日までの間に新たに職員となった者（同年 4 月1日に在職していた職員で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第22条第1項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0. 36を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を

支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(委任)

- 7 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において岩手県の職員であった者から引き続き新たに職員となった者で採用の事情を考慮して別に定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「岩手県の職員との権衡を考慮して別に定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該別に定める額の合計額」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成18年3月28日 規程第11号)

改正 平成21年12月1日 規程第17号 平成23年11月30日 規程第16号

平成27年3月31日 規程第3号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」といおう。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
(号給の切替え)
- 3 施行日の前日において公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める額とする。
(最高号給を超える給料月額切替え)
- 5 施行日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けて職員の施行日における号給は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 7 附則第1項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、この規程による改正前の給与規程及びこれに基づき別に定められた細則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第17号。第1号において「平成21年改正規程」という。))の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。以下「経過措置対象職員」という。))には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(以下「差額相当額」という。)を給料として支給する。ただし、経過措置対象職員のうち教育職給料表が適用される者には、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、差額相当額から当該差額相当額の2分の1に相当する額(その額が1万円を超える場合にあっては、1万円)を減じた額を給料として支給する。

(1) 平成21年改正規程附則第2項に規定する減額改定対象職員 100分の97.96

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

- 9 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。))について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第15条第2項(給与規程第16条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))及び第28条第4項(給与規程第31条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定の適用については、給与規程第15条第2項中「調整前の給料月額」とあるのは、「調整前の給料月額と公立大学法人岩手県立大学職員給与の一部を改正する規程(平成18年規程第11号。以下「平成18年改正給与規程」という。))附則第8項から第10項までの規定による給

料の額との合計額」と、第28条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成18年4月1日における昇給の特例)

- 12 給与規程第7条第5項の規定にかかわらず、平成18年4月1日において昇給は実施しない。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

- 13 平成22年3月31日までの間における給与規程第7条第6項の適用については、同規定中「4号給」とあるのは「3号給」と、「2号給から8号給まで」とあるのは「1号給から7号給まで」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。
- 14 平成22年3月31日までの間における給与規程第7条第7項の適用については、「2号給とすることを標準として、勤務成績に応じて1号給から4号給までの範囲内で決定するものとする」とあるのは「1号給とする」とする。

(委任)

- 15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部改正)

- 16 公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(平成17年規程第96号)附則第3項を削除する。

附 則 (平成19年3月30日 規程第19号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日 規程第7号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1から別表第4までの規定は、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程の一部改正)

- 5 公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程の一部改正(平成17年規程第15号)の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

附 則（平成20年3月31日 規程第14号 抄）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 （省略）
（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部改正）
- 3 公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（平成17年規程第11号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

附 則（平成20年12月26日 規程第20号）
この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、別途理事長が定める日から施行する。

附 則（平成21年3月31日 規程第12号）
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日 規程第14号）
この規程は、平成21年5月29日から施行する。

- 附 則（平成21年12月1日 規程第17号）
- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1）第1条中表2の項の改正部分 平成22年1月1日
 - （2）第1条中表3の項の改正部分 平成22年4月1日
（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
 - 2 平成21年6月1日において減額改定対象職員（職員であって、その者に適用される給料表並びに職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員をいう。以下この項において同じ。）であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に対して同年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第28条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第36条第1項、第2項、第4項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から

平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.39を乗じて得た額（同じ職務の級に属する減額改定対象職員以外の職員で最高の号給を受けるものとの権衡を考慮して別に定める減額改定対象職員にあつては、別に定める額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
教育職給料表	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
医療職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
技能職給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

(補則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成22年3月26日 規程第5号 抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2・3 (省略)

附 則 (平成22年6月15日 規程第14号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級が6級であった職員の施行日における職務の級は、5級とする。
(号給の切替え等)
- 3 前項の規定の適用を受ける職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、附則別表の旧号給欄に掲げる施行日の前日においてその者が受けていた号給の区分に応じ、同表の新号給欄

に定める号給とする。

- 4 前項の規定の適用を受ける職員に対する施行日以後の最初の昇給におけるこの規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第7条第5項の規定の適用については、新号給を基礎として同項の規定を適用する。

(給料の切替え等に伴う経過措置)

- 5 前3項の規定の適用を受ける職員のうち、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)については、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

附則別表

旧号給	新号給
1	25
2	27
3	28
4	29
5	31
6	33
7	34
8	36
9	37
10	39
11	40
12	42
13	44
14	45
15	47
16	49
17	50
18	52

19	54
20	55
21	57
22	59
23	60
24	61
25	62
26	64
27	65
28	67
29	68
30から65まで	69

附 則（平成22年11月30日 規程第22号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月3日 規程第5号）

- 1 この規程は、平成23年2月3日から施行し、平成23年1月15日から適用する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第3条及び第23条の2の規定は、この規程の適用の日以後に従事する又は従事した業務に係る大学入試センター試験業務手当について適用する。

附 則（平成23年3月18日 規程第7号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月30日 規程第16号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
（平成23年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成23年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第28条第2項（同条第3項により読み替えて適用する場合を含む。）及び第32条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（同じ職務の級に属する減額改定対象職員（職員であってその者に

適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第11号）附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）以外の職員をいう。以下この項において同じ。）以外の職員で最高の号給を受けるものとの権衡を考慮して別に定める減額改定対象職員にあつては、別に定める額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は減額改定対象職員以外の職員から減額改定対象職員となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第22条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.49を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（平成23年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.49を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
教育職給料表	1級	1号給から88号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から40号給まで
	5級	1号給から12号給まで
医療職給料表	1級	1号給から96号給まで

	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から8号給まで
技能職等給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から20号給まで

(補足)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日 規程第 10 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 11 月 30 日 規程第 22 号)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日 規程第3号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 7 月 31 日 規程第 20 号)

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年8月30日 規程第22号)

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月5日 規程第23号)

この規程は、平成25年12月5日から施行し、改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の規定は、平成25年10月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月31日 規程第13号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年12月26日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 表2の項の改正部分 平成27年1月1日
 - (2) 表3の項の改正部分及び附則第4項から第7項までの規定 平成27年4月1日
- 2 この規程（表3の項の改正部分を除く。）による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第17条第1項及び別表第1から別表第4までの規定は平成26年4月1日から、同規程第31条第2項及び第32条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（平成26年4月1日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（寒冷地手当に関する経過措置）
- 4 この項から附則第7項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 旧寒冷地等居住等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第7条第10項に規定する再任用職員を除く。）をいう。
 - ア この規程による改正前の給与規程別表第6の左欄に掲げる支給地域に居住する職員
 - イ 表3の項の改正部分の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において給与規程第33条第1項の理事長が必要と認める職員に該当する職員
 - (2) 新寒冷地等居住等職員 給与規程第33条第1項の規定により寒冷地手当が支給される職員をいう。
 - (3) 特定旧寒冷地等居住等職員 旧寒冷地等居住等職員であって、新寒冷地等居住等職員でないものをいう。
 - (4) みなし寒冷地手当額 次項又は附則第6項に規定する者につき、給与規程別表第6に規定する4級地をその支給地域の区分（給与規程第33条第2項の支給地域の区分をいう。）と、基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分（同条第2項の世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、給与規程別表第7の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 5 基準日（その属する月が平成28年3月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷

地等居住等職員であった者に対しては、給与規程第33条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

- 6 基準日（その属する月が平成28年11月から平成30年3月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等居住等職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えることとなるときは、給与規程第33条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

- 7 前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等居住等職員であった者であって、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等居住等職員又は新寒冷地等居住等職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、給与規程第33条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（給与の内払）

- 8 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成27年3月31日 規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日 規程第4号）

- 1 この規程は、平成28年3月30日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項から第9項までの規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び附則第4項において「改正後の給与規程」という。）第17条第1項及び別表第1から別表第4までの規定は平成27年4月1日から、改正後の給与規程第28条第2項及び第3項並びに第31条第2項並びに第32条第2項の規定は

同年12月1日から適用する。

(平成27年4月1日以前の異動者の号給の調整)

- 平成27年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 改正後の給与規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日以前の異動者の号給の調整)

- 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第15条第2項、第16条第2項及び第28条第5項(給与規程第31条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与規程第15条第2項及び第16条第2項中「調整前の給料月額」とあるのは、「調整前の給料月額と公立大学法人岩手県立大学職員給与の一部を改正する規程(平成28年規程第 号。以下「平成28年改正給与規程」という。)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、第28条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成28年改正給与規程附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(委任)

- 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則（平成28年12月26日 規程第51号）

- 1 この規程は、平成28年12月26日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び附則第4項において「改正後の給与規程」という。）第17条第1項及び別表第1から別表第4までの規定は平成28年4月1日から、改正後の給与規程第31条第2項及び第32条第2項の規定は同年12月1日から適用する。
（平成28年4月1日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成28年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 4 改正後の給与規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
（委任）
- 5 附則第3項及び第4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成29年12月25日 規程第24号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び附則第4項において「改正後の給与規程」という。）第17条第1項及び別表第1から別表第4までの規定は平成29年4月1日から、改正後の給与規程第31条第2項の規定は同年12月1日から適用する。
（平成29年4月1日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成29年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 4 改正後の給与規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
（委任）

5 附則第3項及び第4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成30年3月14日 規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
（号給の切替え）
- 2 施行日の前日において公立大学法人岩手県立大学職員給与規程別表第1、別表第3及び別表第4の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下、「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給の給料月額に応じて、改正後の給料表における同額又は直近上位の給料月額の号給を新号給とする。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成30年12月26日 規程第23号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成30年12月26日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程（表2の項の改正部分を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第17条第1項及び別表第1から別表第4までの規定は平成30年4月1日から、改正後の給与規程第31条第2項及び第32条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（平成30年4月1日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成30年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与規程を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第4号。以下「平成28年改正規程」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与規程の規定による給与（平成28年改正規程附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和元年12月13日 規程第4号）

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和元年12月26日 規程第6号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和元年12月26日から施行する。ただし、第1条中公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第21条の規定改正は令和2年1月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第1から別表第4までの規定は平成31年4月1日から適用する。

（平成31年4月1日前の異動者の号給の調整）

3 平成31年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の給与規程を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年11月26日 規程第19号）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任職員以外の職員	1	147,400	197,200	233,500	266,500	292,300	322,100	366,200	411,800	462,500
	2	148,250	198,580	234,700	267,950	293,880	323,780	368,100	413,630	464,800
	3	149,100	199,960	235,900	269,400	295,460	325,460	370,000	415,460	467,100
	4	149,950	201,340	237,100	270,850	297,040	327,140	371,900	417,290	469,400
	5	150,800	202,700	238,300	272,300	298,600	328,800	373,800	419,100	471,700
	6	151,630	203,980	239,450	273,630	300,180	330,430	375,500	420,700	473,980
	7	152,460	205,260	240,600	274,960	301,760	332,060	377,200	422,300	476,260
	8	153,290	206,540	241,750	276,290	303,340	333,690	378,900	423,900	478,540
	9	154,100	207,800	242,900	277,600	304,900	335,300	380,600	425,500	480,800
	10	155,000	209,130	243,980	279,130	306,480	336,880	382,530	427,080	483,050
	11	155,900	210,460	245,060	280,660	308,060	338,460	384,460	428,660	485,300
	12	156,800	211,790	246,140	282,190	309,640	340,040	386,390	430,240	487,550
	13	157,700	213,100	247,200	283,700	311,200	341,600	388,300	431,800	489,800
	14	158,650	214,350	248,300	285,180	312,850	343,130	390,230	433,300	492,000
	15	159,600	215,600	249,400	286,660	314,500	344,660	392,160	434,800	494,200
	16	160,550	216,850	250,500	288,140	316,150	346,190	394,090	436,300	496,400
	17	161,500	218,100	251,600	289,600	317,800	347,700	396,000	437,800	498,600
	18	162,650	219,430	252,630	291,000	319,430	349,200	397,750	439,250	500,350
	19	163,800	220,760	253,660	292,400	321,060	350,700	399,500	440,700	502,100
	20	164,950	222,090	254,690	293,800	322,690	352,200	401,250	442,150	503,850
	21	166,100	223,400	255,700	295,200	324,300	353,700	403,000	443,600	505,600
	22	167,180	224,680	256,900	296,700	325,780	355,100	404,430	445,000	506,850
	23	168,260	225,960	258,100	298,200	327,260	356,500	405,860	446,400	508,100
	24	169,340	227,240	259,300	299,700	328,740	357,900	407,290	447,800	509,350
	25	170,400	228,500	260,500	301,200	330,200	359,300	408,700	449,200	510,600
	26	171,780	229,680	261,780	302,700	331,680	360,730	410,100	450,450	511,630
	27	173,160	230,860	263,060	304,200	333,160	362,160	411,500	451,700	512,660
	28	174,540	232,040	264,340	305,700	334,640	363,590	412,900	452,950	513,690
	29	175,900	233,200	265,600	307,200	336,100	365,000	414,300	454,200	514,700
	30	177,880	234,280	266,900	308,680	337,480	366,500	415,680	455,300	515,730
	31	179,860	235,360	268,200	310,160	338,860	368,000	417,060	456,400	516,760
	32	181,840	236,440	269,500	311,640	340,240	369,500	418,440	457,500	517,790
	33	183,800	237,500	270,800	313,100	341,600	371,000	419,800	458,600	518,800
	34	185,050	238,530	272,100	314,630	343,050	372,500	420,980	459,550	519,680
	35	186,300	239,560	273,400	316,160	344,500	374,000	422,160	460,500	520,560
	36	187,550	240,590	274,700	317,690	345,950	375,500	423,340	461,450	521,440
	37	188,800	241,600	276,000	319,200	347,400	377,000	424,500	462,400	522,300
	38	190,080	242,450	277,330	320,680	348,750	378,280	425,550	463,030	523,030
	39	191,360	243,300	278,660	322,160	350,100	379,560	426,600	463,660	523,760
	40	192,640	244,150	279,990	323,640	351,450	380,840	427,650	464,290	524,490
	41	193,900	245,000	281,300	325,100	352,800	382,100	428,700	464,900	525,200
	42	195,080	245,900	282,530	326,430	354,200	383,300	429,630	465,480	525,850
	43	196,260	246,800	283,760	327,760	355,600	384,500	430,560	466,060	526,500
	44	197,440	247,700	284,990	329,090	357,000	385,700	431,490	466,640	527,150
	45	198,600	248,600	286,200	330,400	358,400	386,900	432,400	467,200	527,800
	46	199,700	249,450	287,550	331,900	359,630	388,050	433,350	467,650	528,280
	47	200,800	250,300	288,900	333,400	360,860	389,200	434,300	468,100	528,760

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	48	201,900	251,150	290,250	334,900	362,090	390,350	435,250	468,550	529,240
	49	203,000	252,000	291,600	336,400	363,300	391,500	436,200	469,000	529,700
	50	203,950	252,980	292,930	337,850	364,350	392,380	436,800	469,450	530,200
	51	204,900	253,960	294,260	339,300	365,400	393,260	437,400	469,900	530,700
	52	205,850	254,940	295,590	340,750	366,450	394,140	438,000	470,350	531,200
	53	206,800	255,900	296,900	342,200	367,500	395,000	438,600	470,800	531,700
	54	207,780	256,900	298,100	343,630	368,330	395,880	439,100	471,150	532,200
	55	208,760	257,900	299,300	345,060	369,160	396,760	439,600	471,500	
	56	209,740	258,900	300,500	346,490	369,990	397,640	440,100	471,850	
	57	210,700	259,900	301,700	347,900	370,800	398,500	440,600	472,200	
	58	211,650	260,800	302,930	349,100	371,500	399,150	441,180	472,500	
	59	212,600	261,700	304,160	350,300	372,200	399,800	441,760	472,800	
	60	213,550	262,600	305,390	351,500	372,900	400,450	442,340		
	61	214,500	263,500	306,600	352,700	373,600	401,100	442,900		
	62	215,430	264,400	307,680	353,880	374,280	401,600	443,330		
	63	216,360	265,300	308,760	355,060	374,960	402,100	443,760		
	64	217,290	266,200	309,840	356,240	375,640	402,600	444,190		
	65	218,200	267,100	310,900	357,400	376,300	403,100	444,600		
	66	219,000	268,030	312,050	358,150	376,930	403,480	444,900		
	67	219,800	268,960	313,200	358,900	377,560	403,860	445,200		
	68	220,600	269,890	314,350	359,650	378,190	404,240	445,500		
	69	221,400	270,800	315,500	360,400	378,800	404,600	445,800		
	70	222,180	271,650	316,700	361,130	379,330	404,850	446,100		
	71	222,960	272,500	317,900	361,860	379,860	405,100	446,400		
	72	223,740	273,350	319,100	362,590	380,390	405,350	446,700		
	73	224,500	274,200	320,300	363,300	380,900	405,600	447,000		
	74	225,030	275,030	321,380	364,000	381,350	405,830	447,250		
	75	225,560	275,860	322,460	364,700	381,800	406,060	447,500		
	76	226,090	276,690	323,540	365,400	382,250	406,290	447,750		
	77	226,600	277,500	324,600	366,100	382,700	406,500	448,000		
	78	227,150	278,280	325,380	366,550	383,130	406,730	448,230		
	79	227,700	279,060	326,160	367,000	383,560	406,960	448,460		
	80	228,250	279,840	326,940	367,450	383,990	407,190	448,690		
	81	228,800	280,600	327,700	367,900	384,400	407,400	448,900		
	82	229,450	281,330	328,330	368,400	384,880	407,630			
	83	230,100	282,060	328,960	368,900	385,360	407,860			
	84	230,750	282,790	329,590	369,400	385,840	408,090			
	85	231,400	283,500	330,200	369,900	386,300	408,300			
	86	232,000	284,030	330,730	370,330	386,700	408,530			
	87	232,600	284,560	331,260	370,760	387,100	408,760			
	88	233,200	285,090	331,790	371,190	387,500	408,990			
	89	233,800	285,600	332,300	371,600	387,900	409,200			
	90	234,380	286,300	332,880	372,000	388,300	409,400			
	91	234,960	287,000	333,460	372,400	388,700	409,600			
	92	235,540	287,700	334,040	372,800	389,100	409,800			
	93	236,100	288,400	334,600	373,200	389,500	410,000			
	94	236,600	289,000	335,080	373,600	389,850	410,230			
	95	237,100	289,600	335,560	374,000	390,200	410,460			

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	96	237,600	290,200	336,040	374,400	390,550	410,690			
	97	238,100	290,800	336,500	374,800	390,900	410,900			
	98	238,530	291,150	336,930	375,280	391,200	411,100			
	99	238,960	291,500	337,360	375,760	391,500	411,300			
	100	239,390	291,850	337,790	376,240	391,800	411,500			
	101	239,800	292,200	338,200	376,700	392,100	411,700			
	102	240,330	292,380	338,500	377,100	392,330	411,900			
	103	240,860	292,560	338,800	377,500	392,560				
	104	241,390	292,740	339,100	377,900	392,790				
	105	241,900	292,900	339,400	378,300	393,000				
	106	242,350	293,100	339,750	378,700	393,200				
	107	242,800	293,300	340,100	379,100	393,400				
	108	243,250	293,500	340,450	379,500	393,600				
	109	243,700	293,700	340,800	379,900	393,800				
	110	244,200	293,950	341,130	380,200	393,980				
	111	244,700	294,200	341,460	380,500	394,160				
	112	245,200	294,450	341,790	380,800	394,340				
	113	245,700	294,700	342,100	381,100	394,500				
	114	246,230	294,950	342,450	381,430	394,700				
	115	246,760	295,200	342,800	381,760	394,900				
	116	247,290	295,450	343,150	382,090	395,100				
	117	247,800	295,700	343,500	382,400	395,300				
	118	248,130	295,950	343,800	382,730	395,500				
	119	248,460	296,200	344,100	383,060	395,700				
	120	248,790	296,450	344,400	383,390	395,900				
	121	249,100	296,700	344,700	383,700	396,100				
	122	249,500	296,900	344,950	384,000	396,280				
	123	249,800	297,100	345,200	384,300	396,460				
	124		297,300	345,450	384,600	396,640				
	125		297,500	345,700	384,900	396,800				
	126		297,750	345,980	385,180	396,980				
	127		298,000	346,260	385,460	397,160				
	128		298,250	346,540	385,740	397,340				
	129		298,500	346,800	386,000	397,500				
	130		298,780	347,080	386,330					
	131		299,060	347,360	386,660					
	132		299,340	347,640	386,990					
	133		299,600	347,900	387,300					
	134		299,830	348,180	387,600					
	135		300,060	348,460						
	136		300,290	348,740						
	137		300,500	349,000						
	138		300,700	349,330						
	139		300,900	349,660						
	140		301,100	349,990						
	141		301,300	350,300						
	142		301,530	350,630						
	143		301,760	350,960						

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	144		301,990	351,290						
	145		302,200	351,600						
	146		302,480	351,850						
	147		302,760	352,100						
	148		303,040	352,350						
	149		303,300	352,600						
	150		303,480	353,100						
	151		303,660							
	152		303,840							
	153		304,000							
	154		304,200							
	155		304,400							
	156		304,600							
	157		304,800							
	158		305,050							
	159		305,300							
	160		305,550							
	161		305,800							
	162		306,000							
	163		306,200							
	164		306,400							
	165		306,600							
	166		306,900							
再任用職員		189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900	360,000	393,400	445,000

別表第2 教育職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	175,000	218,300	279,600	327,200	409,600	539,200
2	177,100	220,600	282,600	330,100	412,000	542,200
3	179,200	222,800	285,400	333,200	414,400	545,400
4	181,200	225,100	288,200	336,300	416,900	548,500
5	183,100	227,200	291,100	339,500	419,000	551,500
6	185,600	229,300	293,600	342,100	421,500	553,900
7	188,100	231,500	295,800	344,700	423,800	556,500
8	190,700	233,600	298,200	347,500	426,300	558,900
9	193,200	236,000	300,800	350,500	428,000	561,200
10	196,000	238,400	303,400	353,400	430,500	563,000
11	198,700	240,800	305,800	356,500	432,900	564,900
12	201,500	243,200	308,400	359,900	435,200	566,800
13	204,100	245,300	310,700	362,700	436,600	568,600
14	206,000	247,800	312,800	364,600	438,800	570,000
15	207,800	250,200	314,900	366,800	441,000	571,300
16	209,800	252,600	316,600	369,400	443,300	572,500
17	211,900	254,600	318,800	371,600	445,500	573,800
18	213,600	257,800	320,900	373,800	447,900	574,600
19	215,400	260,900	322,900	375,900	450,200	575,300
20	217,100	264,000	325,000	377,800	452,600	576,000
21	218,900	266,900	327,000	379,900	454,700	576,800
22	220,800	270,000	329,400	381,800	457,100	
23	222,700	272,900	332,000	383,800	459,500	
24	224,700	275,800	334,900	385,500	461,800	
25	226,500	278,600	336,900	386,900	463,800	
26	228,600	281,300	338,900	388,800	466,000	
27	230,700	283,800	341,000	390,600	468,200	
28	232,800	286,500	343,400	392,500	470,400	
29	234,800	289,300	345,900	394,400	472,500	
30	237,000	291,800	348,000	396,100	474,800	
31	239,300	294,000	349,900	397,800	477,000	
32	241,600	296,400	351,700	399,500	479,200	
33	243,800	298,600	353,700	401,200	481,100	
34	245,700	300,800	355,900	403,000	483,200	
35	247,400	303,400	358,000	404,500	485,500	
36	249,100	305,600	360,000	406,300	487,700	
37	250,800	308,100	361,600	407,400	489,900	
38	252,400	309,700	363,600	409,000	491,900	
39	253,800	311,400	365,700	410,600	493,800	
40	255,400	313,200	367,700	412,100	495,700	
41	257,500	315,100	369,600	413,000	497,700	
42	259,200	315,600	371,500	414,600	499,600	
43	260,600	316,500	373,300	416,100	501,400	
44	262,200	317,400	375,100	417,700	503,300	
45	263,400	318,300	376,900	419,000	505,200	
46	264,900	319,300	378,800	420,600	507,000	
47	266,600	320,100	380,300	422,100	508,800	
48	268,000	321,100	382,100	423,700	510,700	
49	269,400	322,000	383,600	425,100	512,500	
50	270,100	323,000	385,200	426,400	514,200	
51	270,700	323,800	386,800	427,700	516,000	
52	271,600	324,600	388,600	429,000	517,900	

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
53	272,300	325,800	389,700	429,700	519,500	
54	272,900	326,600	391,200	430,700	521,100	
55	273,600	327,400	392,600	431,600	522,900	
56	274,400	328,200	394,200	432,600	524,500	
57	275,100	328,900	395,500	433,500	526,100	
58	276,200	330,000	396,900	434,400	527,400	
59	277,100	331,100	398,200	435,300	528,700	
60	278,200	332,100	399,800	436,200	529,900	
61	279,200	333,200	401,100	437,100	531,100	
62	280,200	334,200	402,500	438,000	532,100	
63	281,100	335,300	404,000	439,000	533,100	
64	282,000	336,400	405,500	440,100	534,200	
65	282,900	337,100	406,500	441,000	534,800	
66	283,600	338,200	407,600	442,000	535,700	
67	284,600	338,900	408,600	443,000	536,600	
68	285,500	340,000	409,700	444,000	537,500	
69	286,200	340,600	410,800	445,000	538,400	
70	287,400	341,700	411,700	446,000	539,200	
71	288,400	342,600	412,500	446,900	539,900	
72	289,500	343,800	413,300	447,900	540,400	
73	290,300	344,100	414,100	448,900	541,100	
74	291,400	345,100	415,000	449,800	541,600	
75	292,500	346,100	415,800	450,700	542,400	
76	293,500	347,100	416,600	451,700	543,000	
77	294,000	348,100	417,300	452,500	543,500	
78	295,000	349,100	417,800	453,000	544,100	
79	295,900	350,000	418,200	453,700	544,800	
80	296,800	350,900	418,600	454,300	545,400	
81	297,700	351,900	418,900	455,200	546,000	
82	298,700	352,900	419,300	455,900		
83	299,600	354,000	419,600	456,200		
84	300,500	355,000	420,000	456,800		
85	301,000	355,600	420,300	457,200		
86	301,800	356,200	420,700	457,600		
87	302,600	356,800	421,100	458,000		
88	303,500	357,400	421,600	458,300		
89	304,100	358,000	421,900	458,600		
90	304,700	358,400	422,300	459,000		
91	305,400	358,800	422,700	459,400		
92	306,000	359,300	423,000	459,700		
93	306,700	359,800	423,300	460,000		
94	307,300	360,200	423,700	460,400		
95	307,900	360,700	424,000	460,700		
96	308,500	361,200	424,300	461,000		
97	309,300	361,800	424,600	461,300		
98	309,900	362,300	425,000	461,700		
99	310,500	362,700	425,300	462,000		
100	311,100	363,200	425,600	462,300		
101	311,500	363,600	425,900	462,600		
102	311,800	364,100	426,300			
103	312,100	364,400	426,600			
104	312,500	364,900	426,900			

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
105	312,800	365,500	427,200			
106	313,200	365,900	427,600			
107	313,500	366,400	427,900			
108	313,800	366,900	428,200			
109	314,200	367,300	428,500			
110	314,500	367,800	428,800			
111	314,900	368,300	429,100			
112	315,300	368,700	429,400			
113	315,600	369,100	429,700			
114	316,000	369,500	430,000			
115	316,300	370,000	430,300			
116	316,600	370,400	430,600			
117	316,800	370,800	430,800			
118	317,100	371,200				
119	317,500	371,700				
120	317,900	372,100				
121	318,100	372,400				
122	318,400	372,800				
123	318,800	373,300				
124	319,200	373,600				
125	319,400	374,000				
126	319,600	374,500				
127	319,900	375,000				
128	320,400	375,400				
129	320,600	375,800				
130	320,900	376,300				
131	321,300	376,900				
132	321,500	377,400				
133	321,700	377,900				
134	322,000	378,400				
135	322,400	378,900				
136	322,600	379,400				
137	322,800	379,900				
138	323,000	380,400				
139	323,200	380,900				
140	323,500	381,400				
141	323,900	381,900				
142	324,200					
143	324,500					
144	324,800					
145	325,200					
146	325,500					
147	325,700					
148	326,000					
149	326,400					
150	326,700					
151	327,000					
152	327,200					
153	327,500					
154	327,800					
155	328,100					
156	328,400					
157	328,600					

別表第3 医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	166,700	194,100	242,300	265,000	289,600	333,100
	2	167,800	195,650	243,680	265,750	290,900	334,680
	3	168,900	197,200	245,060	266,500	292,200	336,260
	4	170,000	198,750	246,440	267,250	293,500	337,840
	5	171,100	200,300	247,800	268,000	294,800	339,400
	6	172,200	202,000	248,750	268,600	296,100	340,980
	7	173,300	203,700	249,700	269,200	297,400	342,560
	8	174,400	205,400	250,650	269,800	298,700	344,140
	9	175,500	207,100	251,600	270,400	300,000	345,700
	10	176,600	208,580	252,430	271,080	301,350	347,100
	11	177,700	210,060	253,260	271,760	302,700	348,500
	12	178,800	211,540	254,090	272,440	304,050	349,900
	13	179,900	213,000	254,900	273,100	305,400	351,300
	14	181,050	214,030	255,680	274,000	306,630	352,780
	15	182,200	215,060	256,460	274,900	307,860	354,260
	16	183,350	216,090	257,240	275,800	309,090	355,740
	17	184,500	217,100	258,000	276,700	310,300	357,200
	18	186,000	218,130	258,730	277,650	311,630	358,750
	19	187,500	219,160	259,460	278,600	312,960	360,300
	20	189,000	220,190	260,190	279,550	314,290	361,850
	21	190,500	221,200	260,900	280,500	315,600	363,400
	22	192,100	222,330	261,500	281,400	316,850	364,950
	23	193,700	223,460	262,100	282,300	318,100	366,500
	24	195,300	224,590	262,700	283,200	319,350	368,050
再任用職員以外の職員	25	196,900	225,700	263,300	284,100	320,600	369,600
	26	198,500	226,780	263,950	285,200	321,780	371,080
	27	200,100	227,860	264,600	286,300	322,960	372,560
	28	201,700	228,940	265,250	287,400	324,140	374,040
	29	203,300	230,000	265,900	288,500	325,300	375,500
	30	204,880	231,180	266,700	289,500	326,400	377,050
	31	206,460	232,360	267,500	290,500	327,500	378,600
	32	208,040	233,540	268,300	291,500	328,600	380,150
	33	209,600	234,700	269,100	292,500	329,700	381,700
	34	210,550	236,000	269,930	293,700	330,850	383,050
	35	211,500	237,300	270,760	294,900	332,000	384,400
	36	212,450	238,600	271,590	296,100	333,150	385,750
	37	213,400	239,900	272,400	297,300	334,300	387,100
	38	214,330	240,980	273,430	298,450	335,300	388,480
	39	215,260	242,060	274,460	299,600	336,300	389,860
	40	216,190	243,140	275,490	300,750	337,300	391,240
	41	217,100	244,200	276,500	301,900	338,300	392,600
	42	218,050	245,080	277,600	303,050	339,450	393,900
	43	219,000	245,960	278,700	304,200	340,600	395,200
	44	219,950	246,840	279,800	305,350	341,750	396,500
	45	220,900	247,700	280,900	306,500	342,900	397,800
	46	221,850	248,430	281,900	307,650	344,130	399,100
	47	222,800	249,160	282,900	308,800	345,360	400,400
	48	223,750	249,890	283,900	309,950	346,590	401,700
	49	224,700	250,600	284,900	311,100	347,800	403,000
	50	225,730	251,380	285,880	312,200	348,980	404,330
	51	226,760	252,160	286,860	313,300	350,160	405,660
	52	227,790	252,940	287,840	314,400	351,340	406,990
	53	228,800	253,700	288,800	315,500	352,500	408,300
	54	229,730	254,250	289,880	316,580	353,580	409,450
	55	230,660	254,800	290,960	317,660	354,660	410,600
	56	231,590	255,350	292,040	318,740	355,740	411,750

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	57	232,500	255,900	293,100	319,800	356,800	412,900
	58	233,530	256,530	294,180	320,750	357,800	413,780
	59	234,560	257,160	295,260	321,700	358,800	414,660
	60	235,590	257,790	296,340	322,650	359,800	415,540
	61	236,600	258,400	297,400	323,600	360,800	416,400
	62	237,500	259,130	298,450	324,600	361,850	417,300
	63	238,400	259,860	299,500	325,600	362,900	418,200
	64	239,300	260,590	300,550	326,600	363,950	419,100
	65	240,200	261,300	301,600	327,600	365,000	420,000
	66	241,000	262,150	302,580	328,600	366,050	420,880
	67	241,800	263,000	303,560	329,600	367,100	421,760
	68	242,600	263,850	304,540	330,600	368,150	422,640
	69	243,400	264,700	305,500	331,600	369,200	423,500
	70	244,150	265,680	306,530	332,680	370,150	424,330
	71	244,900	266,660	307,560	333,760	371,100	425,160
	72	245,650	267,640	308,590	334,840	372,050	425,990
	73	246,400	268,600	309,600	335,900	373,000	426,800
	74	247,080	269,680	310,480	336,780	373,800	427,480
	75	247,760	270,760	311,360	337,660	374,600	428,160
	76	248,440	271,840	312,240	338,540	375,400	428,840
	77	249,100	272,900	313,100	339,400	376,200	429,500
	78	249,680	273,950	314,030	340,300	376,880	429,900
	79	250,260	275,000	314,960	341,200	377,560	430,300
	80	250,840	276,050	315,890	342,100	378,240	430,700
	81	251,400	277,100	316,800	343,000	378,900	431,100
	82	252,100	278,080	317,750	343,880	379,500	431,450
	83	252,800	279,060	318,700	344,760	380,100	431,800
	84	253,500	280,040	319,650	345,640	380,700	432,150
	85	254,200	281,000	320,600	346,500	381,300	432,500
	86	254,930	282,100	321,600	347,380	381,850	432,850
	87	255,660	283,200	322,600	348,260	382,400	433,200
	88	256,390	284,300	323,600	349,140	382,950	433,550
	89	257,100	285,400	324,600	350,000	383,500	433,900
	90	257,780	286,450	325,380	350,780	383,980	434,200
	91	258,460	287,500	326,160	351,560	384,460	434,600
	92	259,140	288,550	326,940	352,340	384,940	
	93	259,800	289,600	327,700	353,100	385,400	
	94	260,630	290,580	328,530	353,880	385,900	
	95	261,460	291,560	329,360	354,660	386,400	
	96	262,290	292,540	330,190	355,440	386,900	
	97	263,100	293,500	331,000	356,200	387,400	
	98	264,000	294,480	331,780	357,030	387,830	
	99	264,900	295,460	332,560	357,860	388,260	
	100	265,800	296,440	333,340	358,690	388,690	
	101	266,700	297,400	334,100	359,500	389,100	
	102	267,500	298,400	334,950	360,080	389,480	
	103	268,300	299,400	335,800	360,660	389,860	
	104	269,100	300,400	336,650	361,240	390,240	
	105	269,900	301,400	337,500	361,800	390,600	
	106	270,630	302,150	338,350	362,250	390,880	
	107	271,360	302,900	339,200	362,700	391,160	
	108	272,090	303,650	340,050	363,150	391,440	
	109	272,800	304,400	340,900	363,600	391,700	
	110	273,550	305,250	341,680	364,030	391,950	
	111	274,300	306,100	342,460	364,460	392,200	
	112	275,050	306,950	343,240	364,890	392,450	
	113	275,800	307,800	344,000	365,300	392,700	
	114	276,600	308,700	344,730	365,730	393,050	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	115	277,400	309,600	345,460	366,160	393,400	
	116	278,200	310,500	346,190	366,590	393,750	
	117	279,000	311,400	346,900	367,000	394,100	
	118	279,630	312,330	347,550	367,350	394,400	
	119	280,260	313,260	348,200	367,700	394,700	
	120	280,890	314,190	348,850	368,050	395,000	
	121	281,500	315,100	349,500	368,400	395,300	
	122	282,230	315,780	350,000	368,730	395,600	
	123	282,960	316,460	350,500	369,060	395,900	
	124	283,690	317,140	351,000	369,390	396,200	
	125	284,400	317,800	351,500	369,700	396,500	
	126	285,030	318,300	351,930	370,030	396,830	
	127	285,660	318,800	352,360	370,360	397,160	
	128	286,290	319,300	352,790	370,690	397,490	
	129	286,900	319,800	353,200	371,000	397,800	
	130	287,500	320,230	353,550	371,380	398,130	
	131	288,100	320,660	353,900	371,760	398,460	
	132	288,700	321,090	354,250	372,140	398,790	
	133	289,300	321,500	354,600	372,500	399,100	
	134	289,900	321,900	354,950	372,900	399,450	
	135	290,500	322,300	355,300	373,300	399,800	
	136	291,100	322,700	355,650	373,700	400,150	
	137	291,700	323,100	356,000	374,100	400,500	
	138	292,200	323,480	356,300	374,480	400,900	
	139	292,700	323,860	356,600	374,860	401,300	
	140	293,200	324,240	356,900	375,240		
	141	293,700	324,600	357,200	375,600		
	142	294,000	324,950	357,500	376,030		
	143	294,300	325,300	357,800	376,460		
	144	294,600	325,650	358,100	376,890		
	145	294,900	326,000	358,400	377,300		
	146	295,130	326,250	358,780	377,650		
	147	295,360	326,500	359,160	378,000		
	148	295,590	326,750	359,540	378,350		
	149	295,800	327,000	359,900	378,700		
	150	296,030	327,300	360,280	379,300		
	151	296,260	327,600	360,660			
	152	296,490	327,900	361,040			
	153	296,700	328,200	361,400			
	154	296,930	328,400	361,700			
	155	297,160	328,600	362,000			
	156	297,390	328,800	362,300			
	157	297,600	329,000	362,600			
	158	297,880	329,200	362,950			
	159	298,160	329,400	363,300			
	160	298,440	329,600	363,650			
	161	298,700	329,800	364,000			
	162	298,980	330,030	364,380			
	163	299,260	330,260	364,760			
	164	299,540	330,490	365,140			
	165	299,800	330,700	365,500			
	166	299,980	330,930	365,900			
	167	300,160	331,160				
	168	300,340	331,390				
	169	300,500	331,600				
	170	300,730	331,780				
	171	300,960	331,960				
	172	301,190	332,140				

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	173	301,400	332,300				
	174	301,650	332,530				
	175	301,900	332,760				
	176	302,150	332,990				
	177	302,400	333,200				
	178	302,650	333,500				
	179	302,900	333,800				
	180	303,150	334,100				
	181	303,400	334,400				
	182	303,630	334,680				
	183	303,860	334,960				
	184	304,090	335,240				
	185	304,300	335,500				
	186	304,530	335,780				
	187	304,760	336,060				
	188	304,990	336,340				
	189	305,200	336,600				
	190	305,430	336,850				
	191	305,660	337,100				
	192	305,890	337,350				
	193	306,100	337,600				
	194	306,330	337,900				
	195	306,560	338,200				
	196	306,790	338,500				
	197	307,000	338,800				
	198	307,180	339,080				
	199	307,360	339,360				
	200	307,540	339,640				
	201	307,700	339,900				
	202	307,930	340,300				
	203	308,160	340,600				
	204	308,390					
	205	308,600					
	206	308,800					
	207	309,000					
	208	309,200					
	209	309,400					
	210	309,650					
	211	309,900					
	212	310,150					
	213	310,400					
	214	310,650					
	215	310,900					
	216	311,150					
	217	311,400					
	218	311,650					
	219	311,900					
	220	312,150					
	221	312,400					
	222	312,650					
	223	312,900					
	224	313,150					
	225	313,400					
再任用職員		237,200	257,700	265,000	275,200	291,700	329,100

別表第4 技能職等給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	133,400	185,200	207,000	253,700	282,500
	2	134,130	186,300	207,980	254,580	283,800
	3	134,860	187,400	208,960	255,460	285,100
	4	135,590	188,500	209,940	256,340	286,400
	5	136,300	189,600	210,900	257,200	287,700
	6	137,050	190,650	211,950	258,000	288,980
	7	137,800	191,700	213,000	258,800	290,260
	8	138,550	192,750	214,050	259,600	291,540
	9	139,300	193,800	215,100	260,400	292,800
	10	140,000	194,730	216,180	261,180	294,030
	11	140,700	195,660	217,260	261,960	295,260
	12	141,400	196,590	218,340	262,740	296,490
	13	142,100	197,500	219,400	263,500	297,700
	14	142,830	198,400	220,450	264,350	298,950
	15	143,560	199,300	221,500	265,200	300,200
	16	144,290	200,200	222,550	266,050	301,450
	17	145,000	201,100	223,600	266,900	302,700
	18	145,780	201,950	224,700	267,630	303,900
	19	146,560	202,800	225,800	268,360	305,100
	20	147,340	203,650	226,900	269,090	306,300
	21	148,100	204,500	228,000	269,800	307,500
	22	149,000	205,250	228,630	270,580	308,700
	23	149,900	206,000	229,260	271,360	309,900
	24	150,800	206,750	229,890	272,140	311,100
再任用職員以外の職員	25	151,700	207,500	230,500	272,900	312,300
	26	152,580	208,250	231,330	273,580	313,330
	27	153,460	209,000	232,160	274,260	314,360
	28	154,340	209,750	232,990	274,940	315,390
	29	155,200	210,500	233,800	275,600	316,400
	30	156,100	211,280	234,780	276,280	317,400
	31	157,000	212,060	235,760	276,960	318,400
	32	157,900	212,840	236,740	277,640	319,400
	33	158,800	213,600	237,700	278,300	320,400
	34	159,930	214,230	238,680	279,130	321,500
	35	161,060	214,860	239,660	279,960	322,600
	36	162,190	215,490	240,640	280,790	323,700
	37	163,300	216,100	241,600	281,600	324,800
	38	164,380	216,880	242,430	282,350	325,830
	39	165,460	217,660	243,260	283,100	326,860
	40	166,540	218,440	244,090	283,850	327,890
	41	167,600	219,200	244,900	284,600	328,900
	42	168,800	219,880	245,780	285,250	329,730
	43	170,000	220,560	246,660	285,900	330,560
	44	171,200	221,240	247,540	286,550	331,390
	45	172,400	221,900	248,400	287,200	332,200
	46	173,730	222,630	249,300	287,880	333,030
	47	175,060	223,360	250,200	288,560	333,860
	48	176,390	224,090	251,100	289,240	334,690
	49	177,700	224,800	252,000	289,900	335,500
	50	179,000	225,630	252,900	290,580	336,280

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	51	180,300	226,460	253,800	291,260	337,060
	52	181,600	227,290	254,700	291,940	337,840
	53	182,900	228,100	255,600	292,600	338,600
	54	183,950	228,850	256,400	293,250	339,350
	55	185,000	229,600	257,200	293,900	340,100
	56	186,050	230,350	258,000	294,550	340,850
	57	187,100	231,100	258,800	295,200	341,600
	58	188,180	231,900	259,580	295,830	342,350
	59	189,260	232,700	260,360	296,460	343,100
	60	190,340	233,500	261,140	297,090	343,850
	61	191,400	234,300	261,900	297,700	344,600
	62	192,430	235,080	262,700	298,350	345,330
	63	193,460	235,860	263,500	299,000	346,060
	64	194,490	236,640	264,300	299,650	346,790
	65	195,500	237,400	265,100	300,300	347,500
	66	196,350	238,150	265,830	300,830	348,150
	67	197,200	238,900	266,560	301,360	348,800
	68	198,050	239,650	267,290	301,890	349,450
	69	198,900	240,400	268,000	302,400	350,100
	70	199,700	241,100	268,800	302,930	350,700
	71	200,500	241,800	269,600	303,460	351,300
	72	201,300	242,500	270,400	303,990	351,900
	73	202,100	243,200	271,200	304,500	352,500
	74	202,900	243,850	271,950	305,030	353,080
	75	203,700	244,500	272,700	305,560	353,660
	76	204,500	245,150	273,450	306,090	354,240
	77	205,300	245,800	274,200	306,600	354,800
	78	206,080	246,400	275,000	307,130	355,350
	79	206,860	247,000	275,800	307,660	355,900
	80	207,640	247,600	276,600	308,190	356,450
	81	208,400	248,200	277,400	308,700	357,000
	82	209,080	248,880	278,150	309,250	357,530
	83	209,760	249,560	278,900	309,800	358,060
	84	210,440	250,240	279,650	310,350	358,590
	85	211,100	250,900	280,400	310,900	359,100
	86	211,680	251,500	281,000	311,300	359,500
	87	212,260	252,100	281,600	311,700	359,900
	88	212,840	252,700	282,200	312,100	360,300
	89	213,400	253,300	282,800	312,500	360,700
	90	213,850	253,830	283,350	312,900	361,200
	91	214,300	254,360	283,900	313,300	361,600
	92	214,750	254,890	284,450	313,700	
	93	215,200	255,400	285,000	314,100	
	94	215,430	255,650	285,600	314,430	
	95	215,660	255,900	286,200	314,760	
	96	215,890	256,150	286,800	315,090	
	97	216,100	256,400	287,400	315,400	
	98	216,480	256,750	287,980	315,750	
	99	216,860	257,100	288,560	316,100	
	100	217,240	257,450	289,140	316,450	
	101	217,600	257,800	289,700	316,800	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	102	217,950	258,100	290,100	317,000	
	103	218,300	258,400	290,500	317,200	
	104	218,650	258,700	290,900	317,400	
	105	219,000	259,000	291,300	317,600	
	106	219,380	259,280	291,600	317,830	
	107	219,760	259,560	291,900	318,060	
	108	220,140	259,840	292,200	318,290	
	109	220,500	260,100	292,500	318,500	
	110	221,000	260,300	292,850	318,700	
	111	221,500	260,500	293,200	318,900	
	112	222,000	260,700	293,550	319,100	
	113	222,500	260,900	293,900	319,300	
	114	222,880	261,100	294,350	319,530	
	115	223,260	261,300	294,800	319,760	
	116	223,640	261,500	295,250	319,990	
	117	224,000	261,700	295,700	320,200	
	118	224,380	261,900	296,030	320,430	
	119	224,760	262,100	296,360	320,660	
	120	225,140	262,300	296,690	320,890	
	121	225,500	262,500	297,000	321,100	
	122	225,800	262,730	297,350	321,300	
	123	226,100	262,960	297,700	321,500	
	124	226,400	263,190	298,050	321,700	
	125	226,700	263,400	298,400	321,900	
	126	226,950	263,600	298,730	322,080	
	127	227,200	263,800	299,060	322,260	
	128	227,450	264,000	299,390	322,440	
	129	227,700	264,200	299,700	322,600	
	130	228,080	264,430	300,050	322,800	
	131	228,460	264,660	300,400	323,000	
	132	228,840	264,890	300,750	323,200	
	133	229,200	265,100	301,100	323,400	
	134	229,580	265,300	301,380	323,600	
	135	229,960	265,500	301,660		
	136	230,340	265,700	301,940		
	137	230,700	265,900	302,200		
	138	231,100	266,080	302,450		
	139	231,500	266,260	302,700		
	140	231,900	266,440	302,950		
	141	232,300	266,600	303,200		
	142	232,530	266,800	303,480		
	143	232,760	267,000	303,760		
	144	232,990	267,200	304,040		
	145	233,200	267,400	304,300		
	146	233,530	267,600	304,580		
	147	233,860	267,800	304,860		
	148	234,190	268,000	305,140		
	149	234,500	268,200	305,400		
	150	234,800	268,380	305,600		
	151	235,100	268,560	305,800		
	152	235,400	268,740	306,000		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	153	235,700	268,900	306,200		
	154	236,000	269,100	306,380		
	155	236,300	269,300	306,560		
	156	236,600	269,500	306,740		
	157	236,900	269,700	306,900		
	158	237,200	269,900	307,080		
	159	237,500	270,100	307,260		
	160	237,800	270,300	307,440		
	161	238,100	270,500	307,600		
	162		270,700	307,800		
	163		270,900	308,000		
	164		271,100	308,200		
	165		271,300	308,400		
	166		271,480	308,600		
	167		271,660	308,800		
	168		271,840	309,000		
	169		272,000	309,200		
	170		272,180	309,400		
	171		272,360	309,600		
	172		272,540	309,800		
	173		272,700	310,000		
	174		272,900	310,180		
	175		273,100	310,360		
	176		273,300	310,540		
	177		273,500	310,700		
	178		273,700			
	179		273,900			
	180		274,100			
	181		274,300			
	182		274,500			
再任用職員		195,300	206,500	225,200	246,200	277,200

別表第5 指定職給料表

職	給料月額
学長	974,000

別表第6 寒冷地手当の支給地域及びその区分（第33条関係）

支給地域	区分
盛岡市 宮古市(平成17年6月5日における下閉伊郡田老町、新里村及び川井村の区域に限る。) 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村及び普代村 九戸郡 二戸郡	4級地
寒冷及び積雪の度を考慮して理事長が定める地域	理事長が定める級地

備考 この表に掲げる名称は、平成26年4月1日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別表第7 寒冷地手当の世帯等の区分及び支給額（第33条関係）

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
4級地	17,800円	10,200円	7,360円
理事長が定める級地	理事長が定める額		

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって支給地域に居住する扶養親族のないものを含まないものとする。